

（午前11時4分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。午前中の最終になるかと思えます。

昨夜よりひっきりなしに防災メールが来ておりまして、少し寝不足でございます。それと、今朝、奈良県において記録的短時間大雨情報というのが発表されました。今年11日までで86回発表されております。どこにでも起こり得るゲリラ豪雨や災害。本市の防災についても、また危機管理監にはお聞きしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。今回も、人に景気にまちの未来に真っすぐという私のモットーのもと、進めさせていただきます。

1項目めに人に真っすぐということで、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。

我が国の総人口は、2016年（平成28年）10月1日現在、1億2,693万人となっています。65歳以上の高齢者人口は3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.3%で、2015年、平成27年からは第1次ベビーブームに生まれた世代が高齢者（65歳以上）となり、さらに高齢化率が上がると思われまます。また、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年（平成48年）に33.3%で3人に1人となると予想されています。本市全体では、2017年（平成29

年）1月1日現在で、高齢化率は29.8%で、地域により40%を超えているところもあります。高齢化社会になる要因については、少子化問題、医療技術の進歩や経済状況の発展に伴う寿命の増加などがありますが、それが決して悪いということではなく、大きな問題は、高齢者が安定して生活を送ることができる環境が整っていないということが問題であると考えます。

2000年（平成12年）4月、高齢者を社会全体で支えるという理念のもと介護保険制度が施行され、本年で18年目となります。施行されて以降、3年ごとに小さな改定、介護保険料の見直しなどが行われ、5年ごとに大きな見直し、制度の変更などが行われています。それに合わせて、市区町村は、介護保険事業計画を3年ごとに作成することになっています。2012年（平成24年）の改正では、地域包括ケアシステムの推進が挙げられ、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、2015年（平成27年）の改正では、地域密着・包括ケアシステムの構築などが変更されました。本市では、2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの実現に向け、橋本さわやか長寿プラン21第6期計画を作成し、基本目標2「地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実」の中に、地域包括ケアシステムの構築についてを盛り込んでいます。

そこで、お尋ねします。橋本さわやか長寿プラン21、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年～29年度）第6期計画の基本目標に対する取り組みや達成の状況について、基本目標別にお答えください。

次に、平成30年度から32年度第7期計画作成についての進捗状況をお答えください。

次に、景気に真っすぐということで、本市の危機管理についてであります。先日、台風5号が橋本市上空を通過しましたが、大規模な被害もなく、胸をなでおろしたところです。この台風5号については、本市で初めて市内全域の避難所が開設されました。しかしながら、どの避難所が開設されているかという情報は流れていなかったように思います。今回、市内全域の避難所開設については訓練の意味もあったと聞いておりますが、市民の方からは、「避難しないといけない」というような無料通話・メールアプリのラインが回ってきた、防災無線が聞こえなかった、どこに避難をすればいいかわからなかったなどの声を聞きます。現在の情報社会においては、あまりにも多くの情報があふれているため、市民に本当に必要な情報を与えることが最も重要であると思います。

そこで、お伺いいたします。

台風や地震などの自然災害などが発生した際、市民への周知や情報発信についてはどのように行うようになっていきますか。

8月7日の台風5号の通過に際し、本市全域で避難所が開設されたと聞いています。今回の状況と課題、改善点なども含め総括をお願いいたします。

次に、まちの未来に真っすぐということで、道徳教育についてであります。

皆さん、9月1日というのは何の日かご存じでしょうか。私も大変驚いたんですが、自ら命を絶つ人が一番多い日だそうです。以前いじめ問題の視点から道徳教育について質問させていただきました。今この時期は夏休み明けであり、自ら命を絶つ生徒が多い非常に心配な時期です。児童や生徒自らが尊い命を絶つことだけは起こってはならないことを改めてここに誓い、質問させていただきます。

道徳の時間を特別の教科道徳へ、すなわち、

道徳の教科化が、小学校では2018（平成30）年度、中学校では2019（平成31）年度に実施されます。我が国の道徳教育の歴史を振り返ってみれば、修身という名の戦前の道徳教育において、親孝行して、兄弟は皆仲よく、夫婦は仲むつまじく、友だちは信じ合い、慎み深く行動し、困っている人がいれば手を差し伸べ、勉強や仕事を習って知恵を養い、道徳心を身につけ、進んで社会のために尽くし、いつも憲法を大切に法律を守り、もし非常事態になったら勇気を持って国のために行動するということが日本人の精神的なバックボーンである道徳教育がなされました。

その後、日本が軍国主義に進み、戦火に足を踏み入れる起因の一つであったとして、黒塗りの見直されてしまったわけです。しかし、消されてしまった内容の中には、本来、人間教育に必要な部分はあったが、過剰に削除されてしまったのではないかと考えています。

戦後、高度経済成長を経て大きく変化してきた我が国において、社会はグローバル化や情報通信技術の発展、少子高齢化の進行など、目まぐるしく変化しています。その激動に伴うさまざまな課題も生まれ、人として求められる資質も少しずつ変容し続けており、道徳教育の内容も変わることを余儀なくされています。昔はなかった情報モラルに関する指導もその一つです。近年、小学校でも携帯電話やスマートフォンを所持することが多くなりました。インターネット等の普及が急速に進む中で、携帯電話の小さな画面が世界中にリンクしていることを理解しないまま利用する子どもが増えています。その結果、インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷や、携帯電話のメールによるいじめといった、いわゆるネットいじめが多発するなどの課題が生まれており、時代に即した情報モラ

ルに関する指導の必要性が高まっています。

教材を読むだけの形骸化を指摘する声も聞こえてくる現在の道徳の時間から、道徳教育の教科化により、児童生徒の道徳性を養い、育成する資質・能力を明確にしています。いじめ問題の対応の充実や児童生徒の発達の段階を踏まえ、体系的なものとする観点から改善を図り指導上の配慮として問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、指導方法を工夫することとなっております。人としてどうあるべきか。自分はどう生きていくべきかということ、児童生徒自らが自身で考え、実際に行動していくための道徳教育の教科化ではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

道徳の教科化に向けて本市の現状とその取り組みについてお答えください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の質問項目1、橋本市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についてお答えします。

まず、一点目の第6期計画の達成状況ですが、本計画では、基本目標として、1、総合的な介護予防の推進、2、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実、3、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進、4、介護保険サービスの充実及び質の向上と利用者支援の推進、5、生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進の五つを掲げています。

この基本目標に従って説明をしますと、1、

総合的な介護予防の推進では、げんきらり～自主運営教室を進めており、平成26年度末で36であった教室数が、平成28年度末には40となり、平成28年度の参加延べ人数は3万7,763人となっております。また、介護予防教室の開催数は、平成26年度の87回が、平成28年度では95回となっております。一方、地域ふれあいサロンは平成26年度末で43箇所であったのが、現時点で46箇所となっており、全体として着実に介護予防を進めていると考えています。

2、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実では、予定どおり平成28年10月より介護予防・日常生活支援総合事業を創設し、訪問型サービス及び通所型サービス事業者を指定してサービスを開始しています。また、生活支援サービスの提供に向けた基盤整備では、平成27年度に橋本市社会福祉協議会と委託契約を交わし、第1層協議体の生活支援コーディネーターとして橋本市社会福祉協議会職員を配置しています。その生活支援コーディネーターを中心として、地域での勉強会や意見交換会などの取り組みを進め、本年3月29日には第1層協議体を設立し、地域の助け合い組織等と情報共有及び連携を行い、助け合いの仕組みの充実及び強化を図っています。

3、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進では、特に認知症施策の充実を図っています。

平成28年度から高齢者等見守り・安心ネットワーク事業を開始し、行方不明になった高齢者の早期発見に努めており、現在の登録者数は32名となっております。また、平成27年度から認知症初期集中支援推進事業を開始し、認知症初期集中支援チームを配置するなど、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しました。

4、介護保険サービスの充実及び質の向上と利用者支援の推進については、地域密着サービスの充実として、今後も増加が見込まれ

る認知症高齢者に対応できるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）18床、及び施設サービスの充実として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）60床の整備を掲げており、両施設とも既に整備は完了し、現在開設されています。

5、生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進については、橋本市シルバー人材センターへの定期的な支援を行い、平成26年度の会員数が452人であったのが、平成28年度には509人と増加しています。また、避難行動要支援者支援システムを平成27年度に構築し、要援護者の支援をシステムで管理しています。これは住民基本台帳システム、介護保険システム、障がい福祉システムと連携しており、データを自動で取り込むことで最新の情報に更新されるシステムであり、現在の登録者数は1,868人となっています。

次に、二点目の第7期計画の進捗状況ですが、現在、計画策定の基礎資料とするため1,200名を対象に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」をそれぞれ実施するとともに、市長の諮問機関である橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会を2回開催し、計画の骨子案について了承を得たところです。なお、今後の予定ですが、計画の素案や介護保険サービスの事業量見込み等を審議いただくため、当該委員会を3回開催するとともに、パブリックコメントも実施しながら、計画を策定したいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

この第6期計画は六つの大きな基本目標がございまして、それぞれ一定の成果として現

れているもの、また、今、取り組んでいる施策や事業についてご説明いただいたわけですが、この六つの基本計画の中にはほかにもいろいろな施策や事業というのがあります。評価として現れにくいものであったりとか、長期的に考えていく必要があるものなどがありまして、今の段階で全てを評価していくというのは難しいとは思いますが、しかしながら、次の第7期計画を策定していくということにおいて、やっぱりしっかりと評価をしていく必要があって、それが大切なのかなというふうに考えております。

そこで、お伺いいたしますが、この第6期計画が開始されて2年5カ月が経過したところですが、この第6期計画から見えた今後の課題についてはどう考えておられるのか、お答えください。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）本市が考える重点課題ということでございますけれども、今後の課題でございます。六点ございまして、一点目は誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいを一体的に供給する地域包括ケアシステムを今後、深化、推進していくことが必要だということでございます。

二点目は、在宅での生活を続けるために、それぞれのニーズに合った効果的な地域包括ケアシステムの具体化が必要ということです。

三点目は、高齢者が支えられる側だけではなく、支える側として社会参加できるような活動の場の充実や参加しやすい仕組みをつくることです。

四点目は、高齢者自らが要介護状態になることを予防し、常に健康の保持増進に努めるということです。

五点目は、認知症の方が増加する中で、認知症対策の強化及びサービスの充実が必要と

いうこととでございます。

六点目は、家族介護者の介護負担を軽減するため、地域相互の支え合いや効果的なサービスの提供等、在宅介護に対する支援の充実を図る。このようなことを重点課題というふうに位置づけてございます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

本市が考える重要課題を、今、六点ほどご説明いただいたわけですが、2017年、平成29年5月28日に参議院本会議におきまして、介護保険法改正を含む地域包括ケアシステム推進強化法案が可決となり、法案は成立しました。2018年の平成30年度より施行されるわけですが、次のこの第7期計画は、改正された介護保険制度に沿った計画であることが重要なわけですが、本市が考えます第7期計画の基本的な考え方というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点、策定推進委員会等でご審議を得て、素案的なものにつきましては、骨子につきましては了承を得ているという部分でございます。その中で、第7期計画の基本的な考え方ということでございますけれども、四つ考えてございまして、一点目は、地域包括ケアシステムの深化、推進。二点目は、高齢者が自立した生活を送るための支援の推進。三点目は、高齢者の安全安心な生活の確保と権利擁護の推進。四点目は、介護保険サービスの質の向上と利用者支援。この四点を考えてございます。

とりわけこの中でも、基本方針の一点目に申しあげました地域包括ケアシステムの深化、推進、これを中心に考えております。現在、特に取り組みとして力を入れておりますのが、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実、これとございまして、具体的には、本年3月

に第1層協議体を設立いたしました。この後、九つの日常生活圏域ごとの第2層の協議体を設立するため、現在、その準備のための、地域で取り組みをお願いしているということとでございます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

基本方針となる四つの柱をご説明いただいて、まさに中心に考えているのが、一点目にご説明いただいた地域包括ケアシステムの深化、推進ということで、それを中心に考えていくということとございました。二点目の説明にもあった、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実というのを進めておりまして、第1層協議体を設立、次に第2層協議体へという流れの中で、今月の7日に高野口公民館で、応其圏域の第2層協議体設立に向けた準備会というのが開催されまして私も参加させていただいたんですけれども、初回の準備会というものもありまして、第2層協議体というのは何という話で終わったというようなところなんですけど、今後、各圏域でどのように進めていくのかということなんですけれども、8月24日の橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の傍聴にも行かせていただいた際に、委員より、やっぱりマンパワーの不足という意見がございました。支える側のマンパワーというのをどうしていくかという話もされていたと思うんですけど、地域で支える仕組みづくりというのは、やっぱり地域の人たちの力というのは第一前提の不可欠なところだと思いますので、その方たちを今後どのように巻き込んでいくのか、参加の協力というのを促していくのかというのを、そのあたりどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの

ございましたとおり、第2層の協議体設立に向けて、まさに今、準備会ということで、第1回の準備会を各地域で開催していただきました。この協議体と申しますのは、その中の構成委員、協議体自体がそういう事業を進めるというのではなくて、基本的には、もちろん進めていただいてもいいんですけども、その協議体の中に実は地域でそういうふうな活動をされている団体なりNPO団体の代表者の方も入っていただき、そこで、その地域の实情に合った支援の仕方はどんなものなのか、どういうニーズがあるのか、そのマッチング等も含めてお話し合いをしていただくというふうな位置づけでございます。

今、おただしのありました人材の関係でございます。実際、人材面、まずこの第2層協議体の中で調整役という、生活支援コーディネーターという方々の養成、これがまず初めのキーポイントになってこようかと思えます。この辺につきましても、やはり県などの研修もあります、市としても必要な情報提供なり支援を行っていく必要があるというふうに考えてございます。

また、平成27年度から生活支援サポーター養成講座を行っており、その中で本年度より介護従事者養成コースとボランティア養成コースに分けて行う予定をしてございまして、特にボランティア養成コースを受講した方には、地域の助け合いにもかかわっていただきたい、活躍していただきたいというふうに期待をしております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

27年度から生活支援サポーター養成講座というのを行っていただいております、これは市が考えております軽微なサービスです。それを養成する講座だったと思うんですけど、それにプラス、本年度より介護従事者養成コ

ース、ボランティア養成コースを分けていただくということで、地域で支えていただく方のコースも新しく新設していただけるということでございましたので、その辺また、お力を入れていただきたいと思えます。

それと、先ほどの答弁の中にもありましたように、地域包括ケアシステムの深化、推進の小項目の中の1番のところに、自立支援重度化防止に向けた保険機能の強化等の取り組みの推進というのがございまして、8月17日に保健福祉センターで行われました地域ケア研修会というのも行かせていただいて、そこで講師として、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課・高齢者生活支援室主査の前地伸浩氏より、地域包括ケアの課題、自立支援ケアについてということで講演いただいたわけですが、住み慣れた自宅でその人らしく生活ができるよということ、自立支援は十数年前よりよく聞かれておった言葉なんですけれども、できるところは自身で行って、できにくいところをお手伝いするというのが自立支援であったと思うんですけども、どういうわけか、いつの間にか、サービス中心のケアというようになってきて、できるところもサービスを行う、重度化が進む、介護給付費の増加、それで介護保険料も増加するというような負の連鎖というものが現在続いているのかなというふうに思えます。その講演の中で、できにくいところをどうすればできるようになるのかというリハビリであったりとか、視点を今までと違うところに変えていただいて、そうすることで自立支援や重度化の防止につながるよというような講演であったかと思えます。

そこで、お尋ねしたいんですけども、本市はこの自立支援や重度化防止に向けた保健機能の強化等の取り組みの推進ということについて、今後はどのように進めていかれるの

か、また今回の改正で財政的インセンティブが付与されることで、保険者機能の強化を目的としておりますけれども、本市としてはどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この自立支援の考え方でございますが、これはもとより介護保険制度の趣旨といいますか、重度化を予防してできることを伸ばしていく、維持していく、で、自立を促すという考え方でございます。先ほど来、お話がございましたように、本年8月より自立支援型地域ケア個別会議、これを開催してございまして、個別のケアプランについて自立支援型になっているかどうかを検討していくというのが今後の取り組みでございます。

さらに、今後も定期的に、これも当然開催いたしますとともに、重度化防止につきましては今後も介護予防に力を入れ、重度とまらないような取り組みを推進していくということになります。

それから、財政的インセンティブの導入というのは、新聞等でよく書かれておるんですけども、現時点では具体的なことがまだ決まっておりませんので、国の方針等が決まり次第、そういうふうな制度の活用ができるよう、インセンティブが受けられるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今回の介護保険法等の一部を改正する法律のポイントというのは、地域包括ケアシステムの深化推進でありまして、その中でもこの自立支援重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進というのが一番に挙げられております。

埼玉県和光市や大分県などは、これについ

ては先進的な取り組みを行っているという厚生労働省のホームページにも載っております。今回、文教厚生員会のほうからも行政視察を予定しておりますので、市政に反映できるように我々もしっかりと勉強していきたいというふうに思っております。

それで、今現在、次期計画立案に向けて重点課題、基本方針、具体的施策と骨子案が提案されて、今、計画策定推進委員会で議論しているところでありますけれども、やはり国の動向にベクトルもしっかり合わせていただいて、3回、4回、5回と推進委員会のほうで議論してもんでいただいて、第7期計画が実のなるような計画となるよう要望しまして、1項目めの質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、危機管理に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）一点目の自然災害等の緊急事態時における市民への周知及び情報発信についてお答えします。

災害時の情報伝達は、複数の手段を用いて情報発信を行うとともに、さまざまなメディアに情報を提供し、幅広く情報を公開することで市民や本市に訪れている方へ情報を伝達できる体制を構築しています。情報発信の手段としては、防災行政無線や広報車を使った音声による手段と緊急速報メールや防災はしもとメール、市ホームページ、フェイスブック等の文字による手段が挙げられます。そのうち、直接市内全域に一斉に情報を発信できる防災行政無線については、放送が聞き取れなかった人のために放送内容を確認することができる防災行政無線テレホンサービスを実施しています。そのほかにも和歌山県総合防災システムへ情報を入力することにより、テレビのデータ放送への情報掲載やFMはしも

との緊急放送等さまざまなメディアを通し、幅広く情報を公開しています。

また、今年3月からは防災協定を結んでいるヤフー株式会社と連携し、全国で1,000万人以上がダウンロードしているヤフー防災速報の「自治体からの緊急情報」の利用を開始したことにより、橋本市を登録している人、及び情報発信時橋本市内にいる人に対するサービスが可能となりました。今後も市民への情報伝達がより確実にできるよう既存の伝達手段を周知するとともに、新たな手段がないか研究していきます。

次に、二点目の台風5号の総括についてお答えします。議員おただしのとおり、台風5号が本市に最接近した8月7日には、橋本市内全域に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令し、市内に35箇所ある拠点避難所のうち、紀の川洪水浸水想定区域図において洪水浸水想定区域に指定された区域に所在する橋本中央中学校、旧学文路中学校、高野口小学校、紀の川支援学校の四つの拠点避難所を除いた31箇所の拠点避難所を開設しました。避難者は高野口中学校に2世帯2人、境原小学校に1世帯5人の合計7人が避難されましたが、幸い人的被害等、大きな被害は発生しませんでした。

今回本市として初めて市内全域の避難所を開設することとなりましたが、避難所開設では拠点避難所ごとに任命している避難所従事職員の迅速な対応で、避難者が避難されるまでに全ての避難所を開設することができました。一方で、殺到する問い合わせへの対応、区長等への連絡の遅れ、防災倉庫の備蓄資機材の老朽化等、課題も多く見つかりました。

本市ではこれまで大きな災害の経験がなく、災害を想定した図上訓練を実施し、災害にどのように対応するか疑似的に体験することで災害に備えてきました。今回、実際の災害対

応として避難所を開設したことは、今後の対応に生かせる大変貴重な経験であったと考えています。今回の災害対応の問題点を各部から報告してもらい、今後の対応に生かしていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

時間もなくなってきたんですけど、一つ気がかりになっておったのが、独居高齢者や高齢者世帯では防災無線やメールから情報が得られにくいのでどうなっているのかなということであったんですけど、各区長や民生委員に連絡が入るようにしっかりとマニュアルもつくっていただいているということであるので、その辺はちょっと胸をなでおろしたところですよ。

それで、再質問なんですけど、今、FMはしもとのほうで災害時における放送要請等に関する協定というのを結んでおられまして、今回台風5号接近に伴う注意喚起ということで、台風の情報と市内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令したと聞いております。2件放送依頼したんですけども、その後の依頼はなされずに、FMはしもとのほうでは防災メールの内容を随時放送していたということなんですけど、今回の台風ではそれ以降、随時情報を流す必要がなかったのかお聞きします。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）議員おただしのとおり、FMはしもとには2回放送をお願いいたしました。台風が接近しておるという情報、できるだけ外出を控えるようにという情報と、それから避難準備・高齢者避難開始を発令し、各避難所を開設したというものでございました。

最終的に、防災行政無線、防災メールと連動するわけですが、いわゆるその発令をさせていただいた避難準備・高齢者等避難開始及び各避難所の開設を終了する。ですので、避難準備・高齢者等避難開始を解除し、それぞれの避難所を閉鎖するという放送を、本来、FMはしもとにしなくてはいけなかったというふうに思っておりますが、それができなかったということがございます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

解除において情報の発信が必要だったということですので、その辺はまたよろしく願いしときます。

それと、この放送内容の原稿についてですが、文字数が決まっているのかどうかちょっとわからないんですが、今回、避難所が全域の開設だったので、開設している避難所を個別で伝える必要がなかったのかもしれないんですが、どこの避難所が開設しているのかを知るために、開設している避難所名などを放送していただく必要があるのではということで壇上でもお話させていただいたんですけども、その辺はまた検討していただけないか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）今回、31箇所という避難所を、4箇所の避難所を除いて開設させていただいたわけございまして、それぞれに開設した避難所をそれで伝えていただくというのは、なかなか困難なことであったかとも考えております。ただ、逆に言えば、開設していない避難所として伝えるということもできたというふうに考えておりますので、その辺も含めて今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

放送関連で再度もう一点お聞きいたしますけれども、行政から放送の要望書というのを送付して、それに対して災害情報等の放送をしていただくわけですが、何通か放送の要望書を送付した場合はその都度放送していただくんですけど、しかし、その放送した日や時間帯、放送時間、何回放送したかというような確認について協定書には載っていないんですけども、そういったことはやっぱり記録として残して、危機管理室として把握しておく必要があるのではないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）確かに放送を依頼させていただいて、その結果は報告をいただいております。今後、人命にかかわるような大きな災害ということも想定されますし、放送の実績等についてFMはしもとと協議の上、報告をいただけるようにしてまいりますというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）その辺、また協議のほどよろしく願いいたします。

それで、皆さん、記憶にも新しいところなんですけども、北朝鮮から大陸間弾道ミサイルが発射され、東北地方でJアラートが発動されましたが、20の自治体で防災無線が流れないなどの不具合があったというふうに言われております。本市ではどうなのかなということでお聞きしたいんですけども、数年前に既にJアラートの予行練習がされていたと思うんですけども、その際はどうかをあわせて、状況も踏まえて、お伺いいたします。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）議員おただしのおり、今回、北朝鮮のミサイル発射と通過に際して、北海道、東北地方、北関東地方、

12道県にJアラートが発信されました。その際、617市町村中24市町村に不具合があったというふうに聞いております。そのうちの20市町村は機械の単純な設定ミスというようなことであったというふうなことも聞かせていただいております。

本市におきましては、従前から朝の朝礼終了後、職員が2名、Jアラートが衛生回線や地上回線に正常に接続されているかどうかを確認しております。それから、大きな変更等、Jアラートに伴うときには、当然、業者に依頼をして変更をしていただいております。ミスの起こらないような対応をさせていただいております。

先ほど予行訓練というふうなお話もございましたが、Jアラートに関しては、年間3回ほどの訓練を、国・消防庁とともにさせていただいております。そのうちの二つにつきましては緊急地震速報の関連でございまして、これは私ども危機管理室の職員のみで対応する訓練でございます。

それから、もう1件が全国Jアラートの一斉情報伝達訓練というものでございまして、これ、平成26年度から毎年、年1回行っております。これが議員のおっしゃる予行訓練であると想像をしておるんですけども、28年度におきましても、11月29日にその訓練を実施させていただきまして、実際に防災行政無線で訓練ということを前提に、「テスト、テスト、こちらは防災はしもとです」と言って、そういう情報伝達訓練を実施しておりますので、現在のところ、Jアラートに関して本市では不都合、不具合が出ておるといことはございません。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご説明ありがとうございます。

本市では、しっかりと点検なんかもしてい

ただいております。安心していただいております。今回、20の市町村では設定ミスというようなこともございましたので、その辺もやっぱり本市でもやっていたいただいているのかなというふうに胸をなでおろしたところでございます。

それで、Jアラートというのは大陸間弾道ミサイルだけを想定したものではありませんので、地震や津波、すぐに対応しなければいけない事態が発生したときに、国から住民に直接、速やかに情報を知らせるシステムということであって、我々にもやっぱり関連することでございます。Jアラートだけではなくて、マニュアルの作成、情報共有、情報発信や周知、また、行政として、市民として災害時に何ができるのかについて、今回の台風5号というのは再度確認をする良い機会であったのかなというふうに感じております。今後はまた防災訓練等も含めて、防災、減災に向けて取り組んでいただけるよう要望いたしまして、2項目めの質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、道徳教育に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）本市の道徳教育についてお答えします。

全国の公立小・中学校においては、従前より各学年年間35時間の道徳の時間を中心として、道徳教育の充実に努めてまいりました。しかしながら、すぐれた成果を残した学校がある一方、道徳教育そのものが他教科に比べて軽んじられているのではないかと、読み物の登場人物の心理理解、心情理解のみに偏った形式的な指導になっているのではないかなどの指摘がなされることもありました。いじめ等が社会問題となる中、平成26年10月、中央教育審議会から道徳教育に関して、道徳の時

間を特別の教科道徳として位置づけること、道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること、特別の教科道徳に検定教科書を導入すること等の答申が出されました。これらの答申を受け、平成27年3月に、学校教育法施行規則の改正、学習指導要領の一部改正がなされ、道徳の時間が特別の教科道徳として位置づけられ、その改善・充実が図られることとなったところです。

今回改訂された学習指導要領では、道徳教育の目標として、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」と示されています。

今後、グローバル化が進展する中で、さまざまな文化や価値観を有する人々と相互に尊重し合いながら生きるためには、多様な価値観の存在を認識しつつ、他者と対話し協働しながらより良い方向を見出す資質・能力を備えることが重要になります。

そのため児童生徒の発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりが自分自身の問題として捉え、向き合う、考える道徳、議論する道徳への転換が求められています。

さらに、道徳教育を通じて獲得される、内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性を持って誠実に向き合う意思や態度、豊かな情操などは、豊かな心だけでなく、確かな学力、健やかな体の基盤となります。

本市におきましては、平成30年度には小学校、平成31年度には中学校における特別の教科道徳の実施に向け、平成27年度から和歌山県道徳の抜本的改善・充実に係る支援事業を

活用し、3年間にわたり教職員の指導力向上に取り組んでまいりました。特に、紀見北中学校区3校の小中学校におきまして、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の県の指定を受け、研究してきました。今年11月に近畿中学校道徳教育研究大会と和歌山県小学校道徳研究大会を開催しますが、それを反映して、今後とも、教員の指導力を向上させるとともに、小・中学校における道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）教育長、ご答弁ありがとうございます。

教職員の先生方にも、指導力向上にもしっかりと取り組んでいただいているというふうなご答弁もいただきました。

それで、道徳の教科化に伴いまして、教科書の選定というのにも必要となつてまいるところですけれども、他市においては教科書採択の基本方針なども策定しているところもあるようですけれども、教科書採択の中で最も大切なところというのは、どういう観点から教科書採択しているのかということでお伺いたいんですけれども、本市の小・中学校において学習する内容と、教科書採択の理由について、少しお聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。本市の小・中学校で使用する教科用図書につきましては、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町の4市町で採択区域を構成しています。採択協議会という形で会議を持っております。採択協議会が諮問をいたしまして、採択協議会の委員、それから、小学校また中学校、教科書によっては中学校、今回は道徳の小学校の教科書でございましたので、小学校長2名、

各市町村の教育委員4名、そして、学識経験者、保護者の方3名、合計13名が選定協議会を開催しています。そこへ教科用図書の研究調査員4名、これは四つの市町から入ってくる専門的な、学校の先生並びに教頭先生が研究調査員になるんですけども、研究調査員から報告を受けて、選定協議会がその報告について協議をする。そして、選定協議会が協議した内容について、推薦する図書を二つないし三つ具申をする。そして、採択協議会でその教科書の中から決定していくというのが教科書採択の流れでございます。

今回、小学校の道徳の教科書が採択されました。学研教育みらいという会社の教科書の採択を行いました。選定委員また調査委員、採択委員全て検定用の教科書8社ございましたけども、何度も見て、そして調査員の報告を受けて決定したということになるんですが、今回、採択の理由につきましては、まず、いじめや情報モラルに関する教材が多く取り扱われていること。そして、最初から結論を決めていない教材が多く、柔軟性を持って指導に当たることができ、子どもたちが多面的、多角的な意見を出すことができること。教科書を見せていただいていますと、考えてみよとか、こういうときあなたは どう思いますかというふうな設問が非常に多い。そして、非常にきれいな構成をされていて、子どもたちが考える意欲を喚起できるような教科書であると、そのように思っています。そして、最後に、生命の尊さに関する内容が重視されており、かけがえのない命についての教材が全ての学年で重点的に、複数取り扱われていることなどが挙げられます。

こういうことが採択の理由なんですけども、先ほどからお話させていただいていますように、子どもたちのさまざまな意見を反映できるような教科書であると思っています。

ちょっと話はずれんですけども、時間がないんですが、本音と建前というのがあります。今までの道徳の教科書は、とすれば建前論で終わっていたのではないかなど。子どもたちが本音で語り合って到達できる、本音と建前を一致できるような教科書を選定することが非常に大事やろうなど。特に道徳に関してはそう思っています。そういうことで慎重に協議して決定させていただきました。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）教育長、ありがとうございます。

しっかりと協議していただいて、採択協議会のほうでもんでいただいて、今の子どもたちに何が必要かというところも含めてしっかりと協議していただいて、学研教育みらいという会社の教科用図書を選んでいただいたということでございます。熱い思いもいただきましたので、ありがとうございます。

最後になるんですけども、改正直後というのはやっぱり現場ではさまざまな意味におきまして、食い違いであったりとか、子どもたちも混乱するというようなことも起こり得るのかなというふうに思います。また、現場における先生方にはさらなるご負担というのも強いることになろうかと思うんですけども、本市の宝である、未来のある子どもたちのためにも、道徳教育を通して時代に即した情報モラルという指導にご尽力いただきたいなというふうに思っております。

それと、教育委員会、小・中学校においてもいろんな取り組みも考えていただいていると思うんですけども、先ほど教育長もおっしゃられた読み物中心の形式的な授業とならないように、今後、他市町村の良い取り組みというのもやっておられますので、その辺、また調査、研究、検討なんかもしていただいて、考え、議論する授業というのをもまた取り

入れていただけたらなというふうに思います。
これはまた要望として上げさせていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問は終わらせていただき
ます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の一般質
問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時1分 休憩）